

justax

No.60

JUL '98

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

経営管理料は役務の対価として相当!

●寄付金と認定した更正処分を全部取消し●

子会社が親会社からサービスの提供を受け、その対価として経営管理料等を支払う場合、その金額がサービスの内容に対して適正であることが必要です。業務委託契約書の整備、サービスの内容を立証できる資料等は寄付金と認定されないために不可欠な要素です。原処分庁の寄付金と認定した更正処分を、業務委託契約書とサービスの内容について綿密な事実認定を行うことにより取り消した裁決をご紹介します(平成10年2月20日関東信越国税不服審判所)。

◎請求人は、親会社であるA社が募集した南米の労働者を雇用し、これら労働者を日本国内の自動車部務基本契約書、平成3年3月31日に甲合意書、平成4年3月1日乙合意書、同年6月1日丙合意書、同年12月10日改定契約書を締結し、A社に対し経営事務管理料を支払いましたが、原処分庁は類似法人の売上総利益率の平均値を基に適正経営管理料を算定し、同金額と請求人の経営管理料との差額を寄付金と認定し、平成3年3月期から平成5年3月期の3事業年度につき、法人税及び法人臨時特別税(平成4年3月期)並びに法人特別税(平成5年3月期)の更正処分を行いました。請求人及び原処分庁の認定した各経営管理料の金額は以下のとおりです。

	請求人	原処分庁	寄付金認定金額
平成3年3月期	181,604,423	82,208,372	99,396,051
平成4年3月期	114,606,836	80,987,023	33,619,813
平成5年3月期	107,340,064	74,093,218	33,246,846

◎原処分庁は、本件各契約書に定められた業務のうち、請求人がその役務の提供を受けていると認められる業務は、事務管理業務及び従業員募集業務のみであり、その他の業務については役務の提供を受けているとは認められないこと、及び本件各契約書等の算定基準に

よる経営管理料の金額と実際支払金額とが相違していることから、本件経営管理料に合理性が認められないと主張しました。そして、類似法人411社の平均売上総利益率に基づき算定した適正経営管理料と請求人が支払った経営管理料との差額はA社に対する寄付金であると主張しました。

◎審判所は、本件契約書においてその他の業務について詳細な内容までは記載されていないが、請求人は現実にA社から事務管理業務及び従業員募集業務以外にも有形無形のサービスを含めた包括的な役務も提供されていたとみるのが相当であると判断しました。

また、①契約書改定の経緯は、請求人の売上高に占める実際支払経営管理料の割合からみて合理的であると認められること、②請求人はA社から供与された便益により安定した利潤を確保し、A社から受ける役務の提供は請求人の業績の改善、維持に不可欠であると認められること、③本件各契約書の取引条件は不自然、不合理とは認められないとして、本件経営管理料は、役務提供の対価として著しく妥当性を欠くとはいえないと判断し、本件経営管理料の一部を寄付金と認定した原処分は相当でなく、適正経営管理料の計算については判断するまでもなく、更正処分はその全部を取り消すべきであると裁決しました。

(資料提供 税法データベース編集室)